

市長所信表明（令和 7 年 9 月）

おはようございます。

本日、令和 7 年 9 月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定例会に臨みまして、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に対します所信の一端を申し上げますとともに、提出議案のご説明をさせていただき、議員各位はじめ市民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、熱中症対策について申し上げます。

今年も昨年以上の猛暑が続き、全国各地で最高気温が40度を超える地点が複数箇所観測され、8月5日に群馬県で国内観測史上最高の40.8度、県内でも8月6日には美馬市で県内観測史上最高の39.5度を記録し、近年、猛暑が常態化し、暑さが生活環境に深刻な影響を及ぼしつつあります

県は昨年に引き続き7月2日に「熱中症危機事態宣言」を発表するなど、本市としましても、熱中症警戒アラートが発表された際には、ホームページや防災行政無線等を通じて、迅速に注意喚起を行い、市民の皆様へ周知しているところでございます。

また、熱中症対策のため、暑さをしのぐ一時避難所となる「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として、市役所本庁舎や公民館などを開放していますので、熱中症警戒アラートの発表の有無に関係なく、気温が特に高い日には積極的にご利用ください。

なお、おこ熱中症の発生場所として最も多いのは「自宅」であることから、屋内だからと決して油断せず、エアコンの使用やこまめな水分補給を行うなどして、無理をせず過ごしていただくようお願いいたします。

気象庁の3ヶ月予報によりますと、9月、10月は例年より気温が高いことが予想されておりますので、大切な命を守るため、市民の皆様一人一人が積極的に熱中症対策を行い、健康に過ごしていただくようお願い申し上げます。

それでは、最近の市政の動きについて申し上げます。

映画「道草キッチン」について申し上げます。

昨年、市制20周年及び板野町制70周年記念事業として製作しました映画「道草キッチン」が、いよいよ11月22日の東京を皮切りに全国公開される運びとなりました。全国公開に先駆けまして、11月7日から「シネマサンシャイン北島」と「イオンシネマ徳島」で先行上映が決まり、翌8日には主演の「中江有里」さんの舞台挨拶が両映画館で予定されております。

去る、7月27日には、市民の皆様を対象とした記念試写会を市内2会場で開催しましたところ、約350名の皆様に映画を鑑賞していただくことができました。また、8月16日に開催されました「2025かもじま阿波踊り」には、市役所職員役として映画に出演されました俳優「金井浩人」さんに、映画さながらに市役所連で阿波踊りを披露していただくなど、11月7日からの県内先行上映のPRを行ったところでございます。

今後、一人でも多くの方に映画「道草キッチン」を見ていただけるよう、各種PR事業を精力的に展開し、映画を通じた魅力発信と市に対する市民の誇り、いわゆる「シビックプライド」の醸成に鋭意取り組んで参ります。事業の詳細等については、映画公式HPや市公式SNSなどでご確認下されば幸いです。

次に、「財政状況」について申し上げます。

令和6年度一般会計の決算について、単年度の実質的な収支を表す「実質単年度収支」は、4年連続で黒字となり、市の借金にあたる「地方債残高」は、前年度末から約1億5千万円の減となり、市発足以来「最少額」となりました。また、市の預貯金にあたる「基金残高」は、新ごみ処理施設整備事業に充てるため環境施設整備基金を取り崩すなど、約8億3千万円の減となりましたが、金利上昇を考慮した市債の繰上償還を実施するなど、健全な財政運営に努めたところでございます。

一方で、財政構造の弾力性の指標である「経常収支比率」は、前年度から1.7ポイント悪化し95.4パーセントとなるなど、財政の硬直化は進行しており、引き続き「行財政改革」の取り組みを

着実に推進することが必要不可欠な状況でございます。

今後においても、物価高騰による影響など厳しい環境下にありますので、市民生活を守りながら、限られた財源を賢く使うことを強く意識した財政運営が必要となって参ります。

改めまして、議員各位、市民の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「第52回^{にちどく}日独スポーツ少年団同時交流」について申し上げます。

本市では、第52回^{にちどく}日独スポーツ少年団同時交流の一環として、8月4日か7日にかけて、ドイツ・ニーダーザクセン州から高校生など8名の受け入れを行いました。

滞在中はホストファミリーとのふれあいを通じて、生活文化や価値観の相互理解を深めながら、伝統工芸である和紙づくり体験や川遊びなど本市の文化や自然を体感していただきました。

さらに、剣道のかかり稽古や模擬試合の見学、地元高校生との弓道体験を通じて日本の武道文化に触れていただいたほか、本市スポーツ少年団の団員達と車椅子バレーや車椅子バスケットで交流を深めました。

今後においても、スポーツ少年団の理念である「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」活動を推進して参ります。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「子育て・教育の満足度向上」についてであります。

「第3回こどもD o まんなか会議の開催」について申し上げます。

本市では「こども基本法」に基づき、こども施策をはじめ様々な施策を検討する際に、こどもの意見を尊重できるよう市内の子ども達から幅広く意見を伺う、「第3回こどもD o まんなか会議」を8月3日に日本フネン市民プラザで開催しました。

今年度は、これまでの小・中・高校生に加え、大学生にも参加いただき、総勢28名での開催となりました。大人側としては市議会議員、教育長、私の3名が加わり、参加者全員と膝を突き合わせて真摯に耳を傾け、私自身も新たな「気づき」や行政施策に対する貴重なヒントをいただいたところでございます。こども達の純粋で率直な意見は、私たち大人の視点だけでは得られない市政運営におけるかけがえのない資源であると改めて痛感しております。

今後につきましても「こどもD o まんなか会議」での意見を参考とし、こども達が安心して成長でき、その未来が輝きに満ちたものとなるよう、こども施策を力強く推進して参ります。

次に、「ひとり親家庭等医療費助成制度の拡大」について申し上げます。

本事業は、県の助成制度を活用し、先の6月議会定例会におきまして、条例改正及び関連予算についてご承認をいただいたところでございますが、来月10月から「ひとり親家庭等」への医療費助成が拡大されます。

現行の本助成事業では、親の入院については、「食事療養費」などを除いた医療費については助成対象でございましたが、10月からは「親の通院」にかかる医療費についても助成対象とし、自己負担金を1医療機関につき、月額1,000円を上限として助成の拡大を図るものでございます。

なお、今回の助成拡大の対象者につきましては、「児童扶養手当」を受給している方及び障害年金などの受給により「児童扶養手当」を受給できない「ひとり親家庭等」の方々となっています。

現在、対象となる方には窓口等で詳細に説明を行うなど、円滑に手続きを進められるよう努めております。

本事業をより多くの方へ周知し、誰一人取り残すことがないように、引き続き、市民の皆様の暮らしを支える施策をしっかりと推進して参ります。

次に、「児童・生徒用タブレット端末の整備状況と活用」について申し上げます。

まず、端末の整備状況についてでございますが、5月下旬の県による共同調達により、納入業者が決定し、7月末には市内小・中学校すべてに搬入を終えたところでございます。

現在、授業を充実させるための学習支援アプリ等のタブレット端末への設定を進めており、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に繋げ、児童生徒の資質、能力を最大限に引き出すＩＣＴ環境の整備を図って参ります。

次に、これらの端末の活用については、各学校でアプリの活用に関する校内研修を夏季休業日等において進め、更に、教育委員会主催の教職員研修として、オンライン研修と対面による研修を実施いたしました。

今後は、教職員による端末の活用や研修の状況を踏まえ、先進校や活用が進んでいる県内小・中学校の知見を市内小中各校に広げ、学習支援アプリ開発業社との連携等により、教職員のＩＣＴ指導力の向上に努めるとともに、より質の高い学校教育に繋げて参ります。

次に、「ラーケーション」の日の導入について申し上げます。

本市では、家庭での主体的な学び、体験的な学習を応援するため10月1日より、市立小中学校において、「ラーケーション」の日を導入する運びとなりました。

ラーケーションとは、^{ラーニング}「Learning (学び)」と^{バケーション}「Vacation (休暇)」を組み合わせた言葉で、子どもが保護者と一緒に計画を立てて、平日に学校以外で体験的・探求的な学びを行うことを目的とした特別な日と位置づけられ、年間最大3日、1日単位で取得可能で、欠席扱いにはなりません。

導入にあたり、9月中に各家庭への周知と説明を行う予定としており、この導入により、児童生徒一人一人の多様な学びとなる自然体験、社会体験等、平日ならではの体験の機会を得られ、特に、土曜日、日曜日に働いている保護者の方々にとっては、仕事が休みとなる平日に家族の絆を深めるよい機会になると考えています。

今後、この新たな取り組みによって、子どもたちが学びを家庭や地域に広げ、自ら学ぶ力を育むとともに、その体験が持続的な成長へと結びつくよう、しっかりと取り組んで参ります。

2点目は、「暮らし・福祉の満足度向上」についてであります。

「第1回人権フェスティバルの開催」について申し上げます。

本市では、市民一人一人が尊重され、多様な人権が保障される地域社会の実現を目指し、人権教育・啓発事業に取り組んでいるところでございますが、「人権の花咲吉野川」の実現に向け、子どもから大人まで幅広い世代の皆様に、人権をより身近に感じていただけるよう、「吉野川市人権教育研究大会」を本年度よりリニューアルし、「第1回人権フェスティバル」を10月19日に日本フネン市民プラザで開催いたします。

人権フェスティバルは、誰もが持つ基本的人権の尊重と多様性の理解を深め、地域の絆を強めることを目的とし、多様な文化や考え方を紹介する展示やワークショップ、専門家を招いた講演、体験型プログラムや交流イベントなど、誰もが安心して暮らせる真の人権尊重のまちをくまち目指し開催いたしますので、多くの市民の皆さまの参加をお待ちしております。

3点目は、「移住定住・にぎわい創出の魅力度向上」についてであります。

「F C徳島活動支援事業」について申し上げます。

本市をホームタウンとして活動しております、F C徳島とは包括連携協定を締結し、現在、サッカーを通じた様々な地域活動に積極的に取り組んでいただいておりますが、この度、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、F C徳島のチーム強化費用を支援する関連予算を本定例会に提出させていただいております。

F C徳島のチーム強化は、上位カテゴリーへの昇格など、Jリーグ参入を目標に掲げるチームへの直接的な効果が図られるとともに、更なる地域活性化が期待できることから、本市といたしましても、今後も出来る限りの支援を続けながら、共に地域を盛り上げて参り

たいと考えております。

次に、「観光PR事業」について申し上げます。

本市の魅力を広く発信する取り組みとして、去る7月25日、大阪・関西万博におきまして、阿波手漉和紙商工業協同組合に着任中の「地域おこし協力隊員」と連携し、体験型コンテンツ「手漉き和紙体験」を実施するとともに、特産品のPR等も行い、本市ならではの伝統文化と特産品の魅力を発信して参りました。

また、昨年に続き、7月10日から15日までの6日間、東京都台東区浅草にありますアンテナショップにおいて、梅酒をはじめとする本市自慢の特産品の販売や観光PRを実施し、私自身もアンテナショップの店頭に立ち、訪れるお客様一人ひとりに直接ご挨拶しながら、本市の観光・物産について丁寧にPRさせていただいたところでございます。

今後につきましても、こうした機会を捉え、都市部を中心とした情報発信やプロモーションを推進し、本市への観光誘客や地域活性化に繋げて参りたいと考えています。

次に、「Mt.高越ヒルクライム及びサイクルツーリズムの推進」について申し上げます。

まず、10月26日に開催されます高越山を活用したヒルクライムレースについては、本年7月7日から2ヶ月間の予定でエントリー募集を開始しており、8月末時点で97名の応募となっています。また、より多くの皆様に応援していただける大会運営とするため、ふるさと納税制度を活用した「ガバメントクラウドファンディング」を、10月4日まで実施しております。

次に、サイクルツーリズムの進捗状況でございますが、去る8月3日に、小学生とその保護者を対象とした「夏休み自由研究企画吉野川市防災サイクリングツアー」を実施し、地域防災の知識を学びながら自転車で美しい景観を楽しむイベントを地域おこし協力隊員と連携し開催しました。

今後も、地域の方と一体となったヒルクライムレースの運営や、自転車を活用したイベントを通じ、地域の活性化や健康づくりに貢

献できる取り組みを進めて参りますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、「日本遺産「藍のふるさと阿波」構成文化財の追加認定」について申し上げます。

令和元年5月に日本遺産に認定された「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」を構成する文化財に、山川町西久保に所在の「旧富本家住宅および旧山瀬郵便局」が、7月31日付けで追加認定されました。

旧富本家住宅および旧山瀬郵便局は、藍で栄えた山川町諏訪の豪農富本家から分家した「富本市郎」氏が、大正2年から昭和8年にかけて山川町西久保の現在地に建てたもので、現在の所有者の方と公開活用に向けた諸準備を進めているところでございます。

この、主屋は、映画『道草キッチン』のロケ地として、既に本市の魅力ある地域資源として活用させていただいておりますが、今後も、新たな日本遺産構成文化財として、本市の観光や交流促進等の一翼を担っていただけるよう、引き続きご協力をお願いして参ります。

4 点目は、「成長する産業づくりの拡大」についてであります。

「空き店舗活用 お店開き応援事業」について申し上げます。

本市の商業地域の活性化及び移住創業の促進を図るため、空き店舗を活用して起業する方の多様なニーズに応える形で、店舗改修と家賃の両面から支援する「空き店舗活用支援お店開き応援事業」の補助対象要件を本年度から拡充しましたところ、夜間営業の飲食業を含めた3事業者の皆様が、出店に向けて現在準備を進めているところでございます。

この「空き店舗活用支援お店開き応援事業」が呼び水となり、本市が出店や起業場所の選択肢として定着すると共に、本事業が地域産業の新たな拠点形成と地域全体のにぎわい創出に貢献することを期待するところでございます。

今後は、市内経済団体と連携を更に強化し、支援制度の周知と利用促進を図るとともに、本事業が地域経済に及ぼす効果等について

も検証し、より実効性の高い施策展開を目指して参ります。

5 点目は、「安心・安全なまちづくりの拡大」についてであります。

「道路及び河川の維持改修」について申し上げます。

本市における道路や河川は、市民の生活に欠かせない重要な社会インフラであり、安全で快適な暮らしを支える基盤となるものでございますが、劣化・損傷している箇所や、集中豪雨などの影響により河道に堆積した土砂や流木も多数確認されております。

加えて、昨今の物価高騰に起因する資材単価や人件費の上昇による、建設コストの大幅な増加等も適切な維持管理を行う上で妨げとなっている状況でございます。

このような状況に鑑みまして、道路や河川の維持補修を着実に進めるため、関連予算を本定例会に提出しております。

今後につきましても、これからの社会インフラの維持・改善を通じて、安心・安全なまちづくりを進めて参ります。

6 点目は、「持続可能な地域づくりと市役所の変革」についてであります。

「新ごみ処理施設整備事業の進捗状況」について申し上げます。

本市の燃やせるごみについては、本年7月22日をもって中央広域環境センターへの搬入が停止となったことから、翌23日から、新ごみ処理施設への搬入を開始しております。

8月4日には新ごみ処理施設において試運転を開始し、施設の機能や能力をしっかりと確認しているところでございます。

一方で、試運転で処理しきれないごみについては、市外2箇所の民間事業者へ搬出を行っていますが、各事業者のご尽力により、順調に処理を行っている状況でございます。

本定例会において新ごみ処理施設の名称を「吉野川市環境センター」とする設置に関する条例案を提出するなど、11月からの正式稼働に向け、ごみ処理を停滞させることなく、万全を期して準備を進めて参ります。引き続き、周辺地域にお住まいの皆様にはご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「庁舎電源設備及び防災倉庫棟整備」について、申し上げます。

庁舎本館は建設後30年が経過し、庁舎建設時に設置した高圧受変電設備（キュービクル）や非常用電源設備などが庁舎電源設備は更新時期を迎えていることに加えて、庁舎本館、東館とも電源設備は浸水想定区域に設置されています。

庁舎は、災害対応の重要な拠点となる施設であることから、今後発生が懸念される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害等自然災害に対応するため、東館の駐輪場スペースに備蓄品や資機材等を保管する防災倉庫棟の整備、庁舎高圧受変電設備及び非常用電源設備の更新・高所化など災害対策本部が設置される庁舎機能の強化を図ることとしております。

本定例会に工事等に係る補正予算案を提案させていただいており、今年度までとされております「緊急防災・減災事業債」を活用し取り組んで参ります。

次に、「公の施設使用料の見直し」についてご説明申し上げます。

本市は、持続可能な市政運営の確立に向け、令和6年3月に策定した「吉野川市行財政改革プラン2024」において、長年の課題であった「公の施設使用料」及び「使用料の減免措置」の見直しについて取り組んでおりましたが、統一的基準の方針が固まり、パブリックコメントを経て、「公の施設の使用料見直しに関するガイドライン」を本年4月に策定したところでございます。

本定例会において、このガイドラインに基づき、使用料等の見直しを行うため、各施設所管部局より、関係条例の改正案を提出しており、改正により適用される新料金につきましては、利用者の皆さまへ十分な周知期間を確保するため、令和8年4月1日からの適用

開始を予定しております。

この度の見直しは、受益者負担の適正化、算定方法の明確化を図るものであり、業務の効率化等による経費の削減に努めるとともに、行財政改革を進める上で必要不可欠な取り組みでありますので、議員各位、市民の皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、お手元の一覧表に沿って、ご説明申し上げます。

まず、報第12号「令和6年度吉野川市財政の健全化判断比率について」及び報第13号「令和6年度吉野川市公営企業会計の資金不足比率について」は、

令和6年度決算に係る「実質赤字比率」などの4つの財政健全化判断比率、及び水道事業・下水道事業の企業会計の決算に係る「資金不足比率」について、監査委員の意見を付して報告するものです。

次に、議第39号から議第44号までは「決算認定関係議案」でございます。

議第39号から議第42号までの4件につきましては、

令和6年度吉野川市一般会計、及び国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の各特別会計に係る歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第43号及び議第44号につきましては、

令和6年度の水道事業会計、及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものです。

次に、議第45号から議第67号までは「条例関係議案」でございます。

まず、議第４５号「吉野川市ごみ処理施設等条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

本年１１月に正式稼働を予定している新ごみ処理施設を「吉野川市環境センター」と称し、その名称及び位置を条例において定めるものです。

次に、議第４６号「吉野川市鴨島老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定」から議第６４号「吉野川市学校施設管理条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

行財政改革の取組の一環として、使用料における受益者負担の適正化及び算定方法の明確化を行い、その統一的な運用を図るために策定した「公の施設の使用料見直しに関するガイドライン」に基づく使用料の見直しに伴う関係規定の改正その他所要の改正を行うものです。

次に、議第６５号「吉野川市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

当該審議会の所掌事務を明示するよう所要の改正を行うものです。

次に、議第６６号「吉野川市民プラザ条例の一部を改正する条例制定」につきましては、

吉野川市体育協会の名称が吉野川市スポーツ協会に変更されていることから、所要の改正を行うものです。

次に、議第６７号「吉野川市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例制定」につきましては、

上下水道事業において本市から給水装置工事及び排水設備工事を行うための指定を受けた業者が災害などにより対応できない場合に、当該工事を他の市町村から同様の指定を受けた業者等に行わせることにより、円滑な災害復旧を実施できるようにするため、関係規定

の改正を行うものです。

次に、議第 6 8 号から議第 7 0 号までは「予算関係議案」でございます。

まず、議第 6 8 号「令和 7 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整、前年度実績の確定に伴う返還金のほか、

- ・発生確率が高まっている南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害に対応するために行う「庁舎電源設備及び防災倉庫棟整備事業」

7 億 9 6 2 万円

- ・企業版ふるさと納税寄附金を原資に、吉野川市をホームタウンとするサッカークラブ F C 徳島のチーム強化費用に対する補助を行う「FC徳島活動支援事業」

9 0 0 万円

- ・県の補助金を活用し、^{わたくしりつ}私立認定こども園が実施する冷房設備の改修に対する補助を行う「認定こども園熱中症対策事業」

1 0 2 万 9 千円

- ・国及び県の補助金を活用して行う「産後ケア事業」における、サービス内容の拡充による利用者増加に伴う事業費

2 4 2 万 2 千円

- ・小学校施設整備に係る寄附金を原資に、学島小学校の給食配膳室に空調設備を整備する「小学校空調設備整備事業」

6 2 万 7 千円

など、合わせて**9 億 3, 1 9 5 万 8 千円**を追加し、補正後の予算総額を、**2 2 7 億 5, 9 3 1 万 1 千円**とするものです。

次に、議第 6 9 号「令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整のほか、令和 8 年度に創設される子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修などにより、歳入歳出それぞれ **8 2 9 万 7 千円**を追加するものです。

次に、議第 7 0 号「令和 7 年度介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきましては、

人事異動に伴う人件費の調整のほか、介護給付費準備基金への積立金、前年度実績の確定に伴う返還金などにより、歳入歳出それぞれ **1 億 3, 9 8 8 万 6 千円**を追加するものです。

最後に、議第 7 1 号から議第 7 6 号まで
並びに 諮第 2 号及び諮第 3 号は、「その他議案」でございます。

まず、議第 7 1 号「市道路線の認定」つきましては、^{じょうじま}乗島 1 4 号線の市道路線の認定を行うものです。

次に、議第 7 2 号から議第 7 6 号までは、固定資産評価審査委員会委員（5 名）の選任について議会の同意を求めるもので、

^し諮第 2 号及び^し諮第 3 号は、
人権擁護委員（2 名）の推薦について議会の意見を求めるものです。

以上、ご説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、原案どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします